

深川市住宅持家促進助成制度の申請に係る フラット 35S 技術基準を満たす住宅を証明する書類

フラット 35S 技術基準については、金利プラン A または金利プラン B の基準のいずれかに適合するものとします。

技術基準の詳細については、住宅金融支援機構フラット 35 ホームページにてご確認ください。

以下の書類のうち、申請時にいずれかを提出下さい。

No.	証明書名	発行機関
1	設計住宅性能評価書	登録住宅性能評価機関
2	建設住宅性能評価書 ※3	
3	フラット 35S 適合証明書 ※3	適合証明機関
4	長期優良住宅建築等計画認定通知書	深川市建築住宅課
5	長期優良住宅建築計画に係る技術的審査適合証	登録住宅性能評価機関
6	都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定通知書	深川市建築住宅課
7	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証	登録住宅性能評価機関
8	きた住まいるメンバー登録証	北海道建築指導課
9	住宅性能証明	指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれか
10	住宅事業建築主基準に係る適合証 (住宅省エネラベル)	登録建築物調査機関

※1.証明書の取得については、住宅の建築、購入業者にお問い合わせ下さい。

※2.証明書の発行に係る手数料は各機関において定めておりますので、各機関にお問い合わせ下さい。(手数料については申請者の負担となります。)

※3.上記表の 2,3 については、工事完了後、各機関の検査を経て発行されるものになりますので、発行され次第ご提出下さい。(申請受付時にその旨申告下さい。)